

# 社会福祉法人ふたば役員等報酬支給規程

(目的)

第1条 この役員等報酬支給規程は定款第8条及び第22条に定める役員の報酬支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 理事・監事及び評議員が理事会、評議員会、監査、役員会に出席した場合に、日額として支給する。施設長が法人役員として理事会等に出席した場合は無報酬とする。

また、理事長の職務に対し別途報酬を月額として支給する。

2 評議員選任・解任委員が、評議員選任解任・委員会に出席した場合に、日額として支給する。ただし、法人の職員が事務局職員として評議員選任・解任委員会に出席した場合は無報酬とする。

(報酬)

第3条 報酬の額は次のとおりとする。

理事・監事 日額 5,000円

評議員 日額 5,000円

理事長 月額60,000円

評議員・選任解任委員 日額 3,000円

ただし、各年度の報酬総額は、理事（理事長含む）については850,000円、監事については100,000円、評議員については210,000円を超えない範囲とする。

附則 (平成20年12月25日議決)

この規程は平成21年4月1日から施行する。

(平成26年3月27日議決)

この規程は平成26年4月1日から施行する。

(平成26年11月20日議決)

この規程は平成26年12月1日から施行する。

(平成28年11月17日議決)

この規程は平成28年12月1日から施行する。

(平成29年3月23日議決)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

(令和4年6月21日議決)

この規程は令和4年4月1日から施行する。